

加盟チーム規則

第1節 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第50条の規定に基づき、加盟チームに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加盟チーム

本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行うチームであって、本規則の定めるところに従い本協会に加盟したもの

(2) 準加盟チーム

本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行い、日本国内に在留する外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）を6名以上（フットサルの場合は4名以上）登録しているチームであって、本規則の定めるところに従い本協会に加盟したもの。ただし、Jリーグに所属するクラブの第一種チームはこの限りではない。

第2節 加盟チーム

(種別)

第3条 加盟チームの種別は、次のとおりとする。

(1) サッカー

① 第1種

年齢を制限しない選手により構成されるチーム

② 第2種

18歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

③ 第3種

15歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

④ 第4種

12歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

⑤ 女子

女子の選手により構成されるチーム

ただし、12歳未満の選手は、第4種チームに登録するものとする。

⑥ シニア

40歳以上の選手により構成されるチーム

(2) フットサル

① フットサル第1種

年齢を制限しない選手により構成されるチーム

② フットサル第2種

18歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

③ フットサル第3種

15歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

④ フットサル第4種

12歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

2 前項に定める年齢は、当該登録年度開始日の前日（3月31日）現在の年齢とする。ただし、シニアの種別については、当該登録年度最終日（3月31日）現在の年齢とする。

(加盟登録)

第4条 本協会に加盟登録しようとするチームは、所在地の都道府県サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。

(加盟登録の手続き)

第5条 加盟チームは、原則として、毎年4月末日までに、チームに関する登録申請を行うよう努めなければならない。ただし、所管の都道府県サッカー協会が認めた場合はこの限りではない。

2 競技会に参加しようとする加盟チームは、その競技会が定める期限日までにチームの登録手続きを完了しなければならない。

(加盟チームの権利及び義務)

第6条 加盟チームは、次の事項に関する権利を有する。

(1) 所在地の都道府県サッカー協会の組織単位としてその施策に関与すること

(2) 本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加すること（ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる。）

2 加盟チームは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規則及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。

(1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること

(2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること

(3) 毎年「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること

(4) 「審判員及び審判指導者等に関する規則」に定める資格を有する審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること（サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する。）

(5) 代表者、監督及びコーチを登録すること（ただし、コーチについては、第4種チームにおいて監督が本協会が認定する指導者ライセンスを保有していない場合を除き任意とする。）

(6) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること

(7) FIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと

(8) いかなる時でもFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること

(9) 所属選手がFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること

(10) 競技規則を尊重すること

(11) 本規則及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること

3 加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。

4 加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000円）を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。

(代表チームへの参加義務)

第7条 加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

(加盟チーム等に対する懲罰)

第8条 加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規則に違反し、選手の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は懲罰規程にしたがって懲罰を科されるものとする。

第3節 準加盟チーム

(準加盟チーム)

第9条 準加盟チームに関する事項は、本節に定めるところによる。

2 学校教育法に基づく単一学校のチームについては、登録選手中に6名以上（フットサルの場合は4名以

上)の外国籍の選手が登録されている場合であっても、本節の規定を適用しない。

3 準加盟チームの種別は第3条に準ずる。

(外国籍扱いしない選手)

第10条 日本で生まれ、次の各号のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、本規則の適用に関しては、外国籍の選手とはみなさない。

(1) 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者

(2) 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者

2 前項の適用を受けるためには、加盟チームが「外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)」《書式第8号》で本協会に申請し、承認を得るものとする。ただし、その適用は、加盟チームにつき1名に限るものとする。

(加盟登録)

第11条 本協会に加盟登録しようとする準加盟チームは、所在地の都道府県サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。

2 加盟登録の手続きは、第5条に準ずる。

(出場資格)

第12条 準加盟チームは、その所在地の都道府県サッカー協会が主催する競技会にのみ出場することができる。ただし、当該競技会の主催者が出場を認めた場合はこの限りでない。

(権利及び義務)

第13条 準加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規則及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。

(1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料(分担金)を納付すること

(2) 本協会の機関誌(有料)を購読すること

(3) 毎年「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること

(4) 「審判員及び審判指導者等に関する規則」に定める審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること(サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する。)

(5) 代表者、監督及びコーチを登録すること(ただし、コーチについては、第4種チームにおいて監督が本協会が認定する指導者ライセンスを保有していない場合を除き任意とする。)

(6) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること

(7) FIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと

(8) いかなる時でもFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること

(9) 所属選手がFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること

(10) 競技規則を尊重すること

(11) 本規則及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること

2 準加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。

3 準加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料(チームあたり2,000円)を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。

4 準加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応じることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

(懲罰)

第14条 準加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規則に違反し、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は懲罰規程にしたがって懲罰を科さ

れるものとする。

第4節 附則

(改正)

第15条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第16条 本規則は、2017年4月13日から施行する。